

酒類を提供する飲食店等に対し 営業時間の短縮を要請します！

要 請 内 容

以下の地域内で午後10時以降も酒類を提供する飲食店等を営業している事業者の方に対し、午後10時から翌日午前5時までの間の営業を行わないよう要請します。

要請期間

令和2年12月30日（水）午後10時
～令和3年1月12日（火）午前5時まで

対象地域

【熊本市中央区通町筋、桜町周辺地区】

安政町、下通1丁目、下通2丁目、花畑町、桜町、手取本町、上通町、上林町、城東町、新市街、水道町、草葉町、中央街、南坪井町、南千反畑町、辛島町1番～7番、井川淵町1番～2番

対象施設

午後10時以降も営業している酒類を提供する飲食店、接待を伴う飲食店

対象施設の具体例

- ・キャバレー、スナック、ラウンジ、ホストクラブ、キャバクラ 等
- ・オーセンティックバー、ショットバー、ダーツバー、パブ、ナイトクラブ 等
- ・居酒屋、大衆酒場、ビアホール、焼き鳥屋、焼き肉屋、酒類を提供する一般的な飲食店やカラオケ店 等

熊 本 県 時 短 要 請 協 力 金

交付額等

協力金の交付額は、**原則1店舗当たり52万円**です。

- ・交付の対象となるのは、営業時間の短縮に全面的に協力いただいた方です。
- ・遅くとも1月2日までに時短要請にご協力いただけなかった方や従来の営業時間が午後10時までの方、酒類を提供しない飲食店を営業している方、既に廃業、休業又は倒産している方、対象地域外で営業している方などは協力金の交付対象外です。
- ・「協力金の交付対象となるかどうか？」など、まずは相談窓口までご相談ください。
- ・具体的な申請要件等については、必ず「熊本県時短要請協力金交付取扱要項」、
「熊本県時短要請協力金申請要領」（※県ホームページ参照）をご確認ください。

相談窓口

熊本県 時短要請協力金 相談窓口

096-333-2828

受付時間 9:00～19:00

（年未年始含め土日・祝日は17:00まで）

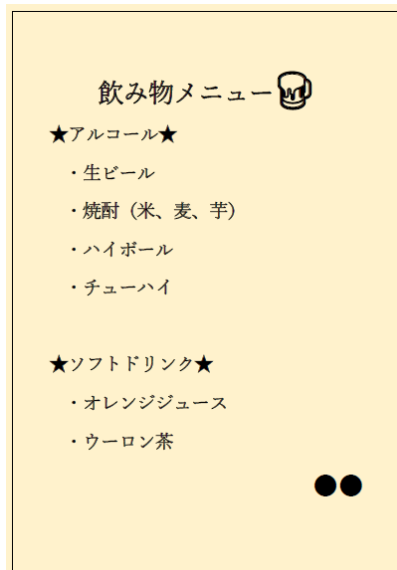
申請に必要な書類

※詳細は申請要領等を必ずご確認ください。

①飲食店営業許可証の写し

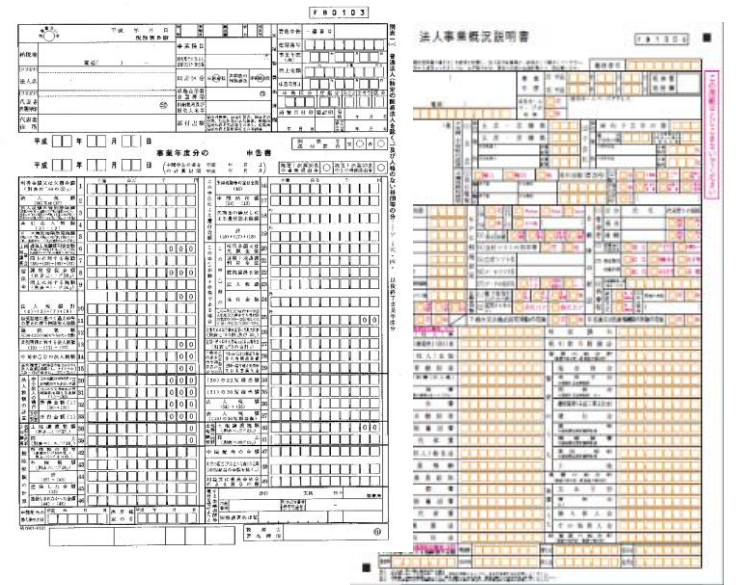


②酒類提供が確認できる書類



※メニュー表の写しなど

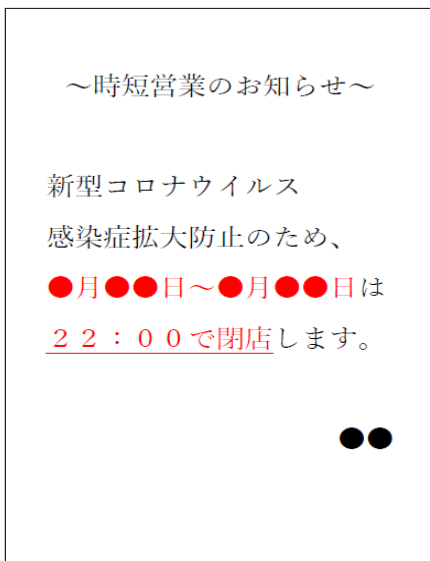
③確定申告書の写し



※確定申告書の写しは、收受日受付印の押印が必要です。 e-Taxを通じて申告を行っている場合、受信通知等を提出してください。

④営業時間の短縮が確認できる書類

(例)



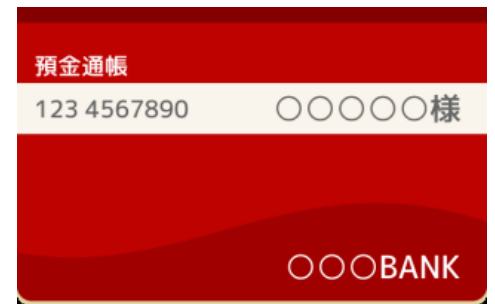
※営業時間の短縮を告知している店頭ポスターの写真、ホームページの写しなど

⑤感染防止対策ステッカー等を掲示している写真



※県が作成しているチェックリストの掲示も必要です。

⑥通帳の写し



※通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方の写しを添付してください。

※このほかの書類が必要となる場合もあります。

申請書入手方法

- 熊本県庁のホームページからダウンロード
- 熊本県庁行政棟本館1階 情報プラザで配布
- 熊本市経済政策課で配布

申請方法

受付期間：令和3年1月12日（火）～2月26日（金）（※消印有効）

申請方法：申請書類を次の宛先に郵送してください。

〒862-8570

熊本県商工政策課 時短要請協力金係（※住所記載不要）